

○機械警備業務管理者資格者証の交付

(第 42 条第 2 項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日

令和 3 年 3 月 26 日

審査基準

令和 3 年 3 月 26 日作成

法令名	警備業法
根拠条項	第 42 条第 2 項
処分の概要	機械警備業務管理者資格者証の交付
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	警備業法第 42 条第 3 項、第 22 条第 4 項、第 7 項、第 3 条第 1 号から第 6 号まで(機械警備業務管理者の要件) 警備業法施行規則第 63 条、第 42 条(機械警備業務管理者資格者証の交付の申請) 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第 14 条(公安委員会の認定基準)
審査基準	警備業法第 42 条第 2 項各号のいずれかに該当する者であり、かつ、同法第 22 条第 4 項各号のいずれにも該当しない者であるときは、資格者証を交付する。 このうち、同法第 42 条第 2 項第 2 号の認定の基準は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第 14 条に規定されているが、同条第 1 号の「機械警備業務の管理について十分な能力を有する」とは、実際に警備業務用機械装置の運用の監督、指令業務の統制等機械警備業務の管理に関する業務に従事した経験が相当にあり、かつ、機械警備業務管理者としてふさわしい高度な判断能力を有すること等をいう。
標準処理期間	30 日
申請先	住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	生活安全部生活安全企画課長

